

Q : 4 「機内食」の表示について

表示規約では、「機内食の提供を表示する場合は、これを食事の回数に含めず、別途表示すること。」となっています。これは、国際運送約款において、「機内食を提供する場合は、これを無料にします。」とあるところ、事情により提供されない場合であっても、払戻し等がなされないというところからきていると思われませんが、昨今、LCCをはじめとして、機内食を有料で提供するケースが出てきています。このような場合は、どう表示すればいいのでしょうか。

A :

希望者にのみ、有料で提供されるのであれば、現行通り、食事回数には含めず、日程表に近接して「機内食（有料）」又は、「機内食のサービスをご希望の方は、有料となります。」等と表示することで、誤認を防ぐことができると考えます。

その他有料の機内サービスについては、規約でも表示を義務付けてはいませんが、例えば「毛布」などは「無料」だと思っている旅行者が多いと思いますので、有料である旨をご案内しておいた方が親切だと思われまます。

【規則第5条（3）イ、運用基準2（27）ア】